

幼稚園教育と小学校教育の連携・接続の力は…

## 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)

- |                |                        |
|----------------|------------------------|
| 1 健康な心と体       | 6 思考力の芽生え              |
| 2 自立心          | 7 自然との関わり・生命尊重         |
| 3 協同性          | 8 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 |
| 4 道徳性・規範意識の芽生え | 9 言葉による伝え合い            |
| 5 社会生活との関わり    | 10 豊かな感性と表現            |
- 

新1年生が、入学当初から主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるためには、幼稚園教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばしていくことができるようにすることが重要です。

幼稚園教育の基本とは「**環境を通して行う教育**」のことであり、幼児が**自ら興味や関心をもって環境に関わり**、試行錯誤を経て、環境へのふさわしい関わり方を身に付けていくことを意図した教育です。特に教師が重視すべき事項として、**幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること**、**遊びを通しての総合的な指導が行われるようにすること**、**一人一人の特性に応じた指導が行われるようにすること**が、幼稚園教育要領に挙げられています。

### 幼稚園教育要領 第1章 総則 第3 「教育課程の役割と編成等 5」

(2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、**小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り**、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

### 小学校学習指導要領 第1章 総則 第2 「教育課程の編成 4」

(1) **幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより**、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、**児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること**。

また、低学年における教育全体において、例えば**生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力**が、(中略)・・

特に、小学校入学当初においては、**幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが**、各教科間における学習に円滑に接続されるよう、**生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など**、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。



幼稚園と小学校の間で連携や接続を密にし、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)**」を踏まえ、どの園児がどのように成長しているか、園としてどのような取組をしているか等について、よく把握しましょう。それが、新1年生の教育課程編成に不可欠な情報となります。

## ポイント 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を果たすのは…

# スタートカリキュラム (前号通信 150 号参照) です!

小学校学習指導要領では、特に小学校入学当初において、スタートカリキュラムとして、**生活科を中心とした合科的・関連的な指導**や、1コマを45分ではなく短い時間に区切って設定することなど、工夫が重要である旨を規定しています。

各校の教育課程編成の際は、特に低学年の生活科と各教科等(国語科、算数科、音楽科、図画工作科、体育科、特別活動)の合科的・関連的な指導がなされるよう、協議を進めるようにしましょう。



### 【実践事例】

「がっこうだいすき みんななかよし」

(全20時間：生活科12+国語科5+音楽科1+図画工作科2)

「発達や学びをつなぐスタートカリキュラム」(平成30年3月国研)のP26に掲載されています。

教育課程編成会議では、生活科を中心とした合科的・関連的な指導について、先生方のさまざまなアイデアを持ち寄りましょう。



幼児期の終わりまでに育てほしい姿(10の姿)を

幼稚園と小学校で共有をし、教育課程を編成していきましょう!

## 求められる資質・能力の三つの柱

- 1 知識及び技能の習得
- 2 思考力、判断力、表現力等の育成
- 3 学びに向かう力、人間性等の涵養

各教科等における教育目標や内容が、資質・能力の三つの柱を踏まえて再整理されています。

平成28年12月21日の中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」において、**求められる資質・能力**を確実に育むことができるよう、教科等の目標や内容を上記の**三つの柱**に基づき再整理することが示されました。

平成29年に改訂された幼稚園教育要領では、この三つの柱から構成される資質・能力を一体的に育むように努めることを示し、幼児期の教育の特質を踏まえ、ねらいや内容を領域別に示しつつ、資質・能力の三つの柱に沿って内容の見直しが図られています。また、幼児期の教育を通して資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿が、先に述べた「**幼児期の終わりまでに育てほしい姿(10の姿)**」として示されています。このような見直しは、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と保育所保育指針においても同様に行われています。

これらにより、**幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所**と**小学校**、さらには**中学校**、**高等学校**まで、縦のつながりで見通していくことができるようになりました。

**幼稚園から高等学校までの接続が、さらに大切になっています。幼児児童生徒の学びを見通しながら、計画的かつ継続的な教育課程を編成していきましょう。**

